

令和7年3月17日発表

【照会先】

直方労働基準監督署 監督・安衛課

課長 井上 健

代表電話 0949-22-0544

報道関係者 各位

最低賃金法違反容疑で書類送検 ～ 4 か月分の賃金不払～

直方労働基準監督署（署長 みやざき よしとも 宮崎 剛知）は、本日、最低賃金法違反の疑いで、富士開発株式会社及び同社代表取締役を福岡地方検察庁飯塚支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者7名に対し、令和5年12月分から令和6年3月分までの4か月分の定期賃金（合計約450万円）を、それぞれ所定支払日までに支払わなかったもの。

1 被疑者

（1）富士開発株式会社

所在地 福岡県鞍手郡小竹町御徳

事業内容 産業廃棄物処理業

（2）代表取締役（65歳、男性）

2 違反条文

被疑者富士開発株式会社、被疑者代表取締役ともに、

最低賃金法違反

最低賃金法第4条第1項（最低賃金の効力）

同 法第40条（罰則）

同 法第42条（両罰規定）

3 被疑内容

最低賃金法では、労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払わなければならないことが規定されていますが、被疑者は労働者7名に対し、令和5年12月分から令和6年3月分までの4か月間（令和5年12月1日から令和6年3月31日まで）の定期賃金、総額約450万円を、それぞれの所定支払日である翌月10日に支払わず、もって、福岡県最低賃金（時間額941円）以上の賃金を支払わなかったものです。

【参照条文】

最低賃金法（抜粋）

（最低賃金の効力）

第四条第一項 使用者は、最低賃金の適用を受ける労働者に対し、その最低賃金額以上の賃金を支払わなければならない。

（罰則）

第四十条 第四条第一項の規定に違反した者（地域別最低賃金及び船員に適用される特定最低賃金に係るものに限る。）は、五十万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第四十二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても各本条の罰金刑を科する。